

仕様書番号	R 8 - 5 5
作成年月日	令和 8 年 7 月 2 8 日
作成部隊名	武山駐屯地業務隊管理科

草刈り作業役務その 2

陸上自衛隊武山駐屯地

共 通 仕 様 書

1 適 用

本仕様書は、陸上自衛隊武山駐屯地への草刈り作業役務に要する業務に適用する。

2 受注者負担の範囲

- (1) 作業の実施に必要な電気、水道等の使用に係わる費用は、原則受注者側の負担とする。なお、部隊内施設の電気、水道等を使用する場合は、あらかじめ官側と調整し、指示を受けること。
- (2) 作業に必要な消耗品、材料等は、受注者の負担とする。

3 疑義に対する協議等

本仕様書において、明記なき事項等が生じた場合は、官側と受注者が結論を得るために合議し、業務の円滑な遂行を図ること。なお、軽微な変更については、請負金額の増減又は工期の延長はしないものとする。

4 関係法令等の遵守

作業の実施に当たり、適用を受ける関係法令等（労働基準法、職業安定法、雇用保険法、労働者災害補償法等）及び官側の規定を遵守し、業務の円滑な遂行を図ること。

5 業務の現場管理及び安全管理

- (1) 作業場への業務作業等者の出入りの管理、風紀衛生の取締り、火災及び盗難、その他の事故防止については、受注者の責任で、これを管理すること。
- (2) 作業場は、常に整理整頓及び清掃を行い、安全管理に努めること。
- (3) 作業場及びその周辺にある既設建造物に損傷を及ぼさないように、十分な防護を施すこと。
- (4) 作業等に関し、原則として、火気は使用しない。火気を使用する場合は、あらかじめ、官側の承認を受けるものとし、その取扱に際しては、十分に注意する。
- (5) 作業に関係のない場所及び部屋への出入りは、禁止する。

6 施設への損傷

作業に際し、施設等に損傷を与えた場合は、速やかに官側に報告するとともに、請負者の責任（負担）において原状復帰する。
金額の増減又は工期の延長はしないものとする。

7 提出書類

請負者は、指定期日までに官側の指示する様式に基づき書類を提出する。

8 役務写真

役務写真は、着手前、作業中、完成後及び作業中の隠ぺいとなる箇所、その他官側の指示する箇所を撮影し、写真帳に整理して提出する。

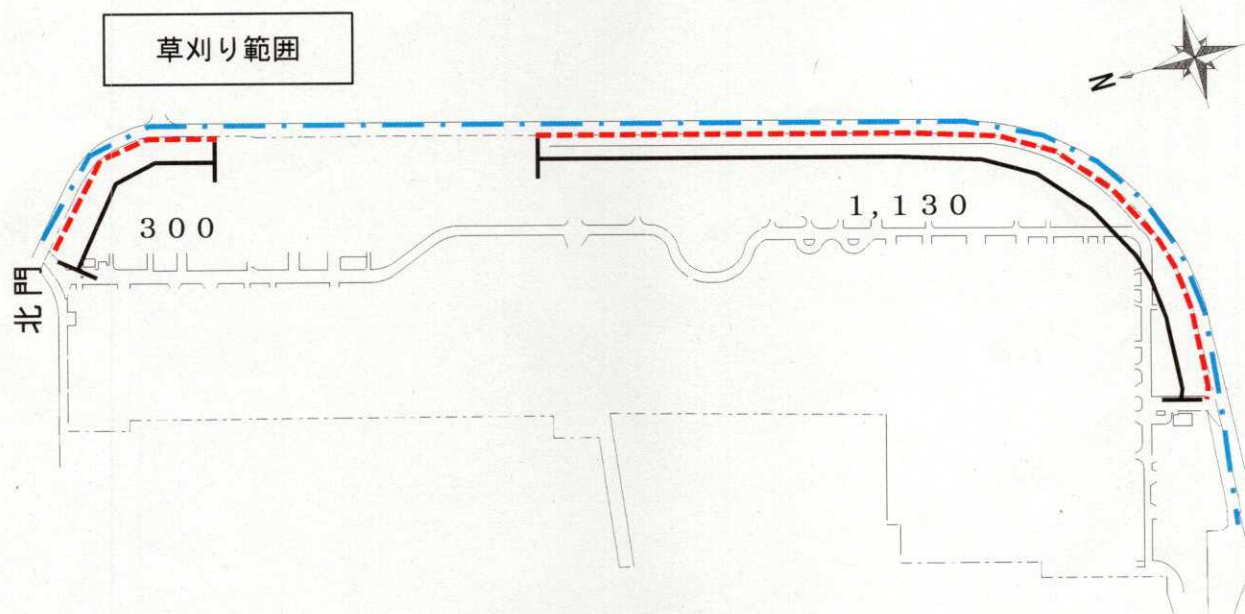
特記仕様書

- 1 件名
草刈り作業役務その2
- 2 場所
神奈川県横須賀市御幸浜1-1 陸上自衛隊武山駐屯地
- 3 役務概要
本役務は、駐屯地外柵沿いの草刈り作業及び刈草運搬・処分を実施するもの。
草刈り範囲 外柵沿い約1,730m
外柵内側約1,430m※
※外柵から内側6mを草刈り範囲の基準とする。
- 4 特記仕様
 - (1) 実施時期及び範囲は事前に細部について監督官と協議する。
 - (2) 実施期間
契約日～令和8年8月26日(水)までとし、作業は平日を基準とする。
 - (3) 作業時間
0830～1630を基準とし、細部は監督官と協議する
 - (4) 実施範囲
別図のとおりとし、現地で監督官と協議すること。
 - (5) 道路使用許可
駐屯地外柵沿い道路に、車両を置いて作業する場合は、関係法規に基づき道路使用許可を所管行政庁に申請すること。申請に係る手続き及び費用は請負者負担とする。
 - (6) 現場管理に当たっては安全確保に留意し、作業員とは別に誘導員等を配置すること。
 - (7) 草刈り作業
 - ア 草刈り後の草の高さについては極力短くするものの、飛び石に留意すること。
 - イ 作業に際し、車両及び施設、歩行者等に損傷・被害を与えた場合は、速やかに官側に報告するとともに、請負者の責任(負担)において保障する。
金額の増減又は工期の延長はしないものとする。
 - ウ 外柵にツタが絡まっている場合、除去する。
 - (8) 積載・運搬処分作業
 - ア 刈草については、飛散防止のため外柵沿いに集積することなく運搬を行う。
駐屯地内に一時集積する場合は、集積場所を監督官と協議すること。
 - イ 刈草の処分については、一般廃棄物処理業の許可を受けた業者に委託すること。

6 配置図



7 平面図



— 凡 例 —

- : 外柵内側草刈り範囲
(外柵から内側6m基準)
- - - : 外柵外側草刈り範囲